

福島地方裁判所令和3年（ワ）第126号損害賠償請求事件に係る和解条項

- （１）被告は、原告らに対し、訴外亡江川綱弘への配慮を欠いた状態で本件禁足措置を行ったことは、学校教育上の措置として不相当なものであったと認め、本件禁足措置をとったこと及び同措置によりいじめが誘発され、訴外亡江川綱弘が坂下中学校に通うことができなくなったことを、深く謝罪する。
- （２）被告は、原告らに対し、今後、会津坂下町における学校教育上、禁足措置を行わないことを約束する。
- （３）被告は、本件を契機として、学校の役割として、生徒の学力や基本的な生活習慣、社会の一員として必要な資質や能力を育成し、本人の進路形成に資することが期待されていること、そのために全ての生徒が学校に楽しく通えるようにすることが求められており、いじめ等が理由で登校又は学習できなくなった生徒がいた場合には、家庭訪問等を通じて本人や保護者が必要としている支援を行い、当該生徒が自然な形で再び登校ができるように配慮することが重要であること等を改めて理解し、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）に則り、なお一層のいじめの防止等の対策に取り組むことを約束する。
- （４）被告は、本和解が成立したこと及び和解条項について、適宜公表する。
- （５）原告ら及び被告は、本件が本和解により解決したことを尊重し、互いに名誉、信用を毀損する行為や、相手方を不安、困惑させるような言動をしないものとする。ただし、原告らの町民としての権利行使を妨げるものではない。
- （６）原告らは、その余の請求を放棄する。
- （７）原告ら及び被告は、原告ら及び被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- （８）訴訟費用は、各自の負担とする。